

毎月10日は

自転車安全利用の日

埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例
平成24年4月1日施行



自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

車道では、前後左右の車の動きに注意しましょう。

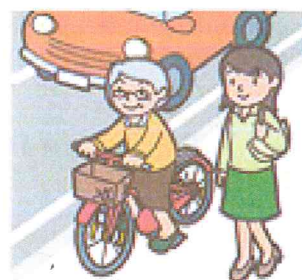


2 車道は左側を通行

車道の左側に沿って走りましょう。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

13歳未満の子どもと70歳以上の高齢者等は、歩道のある道路では歩道を通行することができます。歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、一時停止をしなければなりません。



4 安全ルールを守る

●飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

自転車も「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」を守りましょう。

●夜間はライトを点灯

自転車の側面にも、反射材をつけましょう。

●交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

しっかり一時停止し、交差道路の車の有無、右・左折車の動きをしっかりと確かめましょう。



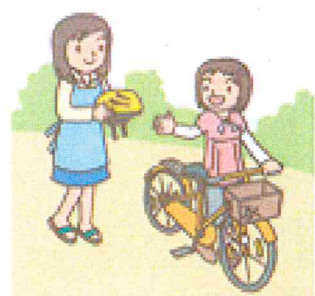
5 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児のみなさん

自転車を運転するときも、自転車に乗せてもらうときも、ヘルメットをかぶりましょう。

保護者のみなさん

児童・幼児に自転車を運転させるときや、補助いす等で幼児を自転車に同乗させるときは、ヘルメットをかぶらせましょう。



交通安全協会は皆様の安全を願い活動しています